

○総務省令第十二号

電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月六日

総務大臣 山本 早苗

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号に次のように加える。

- 二 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少

第九条に次の一項を加える。

- 8 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。

第十四条第一号中「第三条第二項第四号」を「第三条第二項第三号」に、「及び第二十七条の二第二号イ」を「、第二十七条の二第二号イ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号」に改める。

第二十七条の二第二号口中「第二十七条の五第一項第一号」を「第二十七条の五第一項第一号及び第九号」に改め、同号口中「及び第二十七条の五第一項第四号」を「並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号」に改め、同号ホ中「第三条第二項第七号の二」を「第三条第二項第八号」に、「及び第二十七条の五第一項第四号」を「並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二 法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

第二十七条の三中「第四十二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に、「第四十一条第一項又は第二項」を「第四十一条第一項、第二項又は第四項」に改める。

第二十七条の四中「第四十二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号イ中「第二十六条に規定するアナログ電話用設備」を「第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）」に改め、同条第二号イ中「従来事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に、「同令」を「事業用電気通信設備規則」に改め、同号ロ中「従来」を削り、「イに規定するアナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に改める。

第二十七条の五第一項中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第一号中「事業用電気通信設備規則第二十六条に規定するアナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に改め、「総合デジタル通信用設備」の下に「（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）

次に掲げる書類」を加え、同項第二号中「電気通信番号規則」を「法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則」に、「限り、法第四十一条第二項に規定する電気

- 通信設備を除く。」を「限る。」 次に掲げる書類」に改め、同項第三号中「事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する」を削り、「第四十一条第二項」を「第四十一条第一項」に、「及び第一号に規定するアナログ電話用設備を除く。」を「に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。」 次に掲げる書類」に改め、同項第四号中「PHS用設備」の下に「（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。） 次に掲げる書類」を加え、同項第五号中「電気通信番号規則」を「法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則」に、「限る。」を「限る。」 次に掲げる書類」に改め、同項第六号中「第四十一条第一項の」を「第四十一条第一項に規定する」に、「電気通信回線設備」を「電気通信回線設備 次に掲げる書類」に改め、同項第七号中「電気通信回線設備」を「電気通信回線設備 次に掲げる書類」に改め、同項第八号中「電気通信設備」を「電気通信設備 次に掲げる書類」に改め、同項に次の六号を加える。
- 九 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備 次に掲げる書類
- イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びニに掲げるものを除く。）
- ロ 前号ロからホまでに掲げる書類
- ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料
- 十 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項

第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ 第二号ロからニまでに掲げる書類

ハ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十一 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ、ラ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ 第八号ロからホまでに掲げる書類

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料

十二 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はPHS用設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ル、ソ及びヰに掲げるものを除く。）

ロ 第四号ロに掲げる書類

ハ 第八号口からホまでに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十三 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ム及びキに掲げるものを除く。）

ロ 第五号口に掲げる書類

ハ 第八号口、ニ及びホに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

十四 法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備 次に掲げる書類

イ 第一号に掲げる書類（同号イからハまで、へ、ト、リ、ル、ソ、ラ、ム及びキに掲げるものを除く。）

ロ 第六号口に掲げる書類

ハ 第八号ロ、ニ及びホに掲げる書類

ニ その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料

第二十七条の五第二項中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二十八条第二項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第三項」に改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

法第四十四条第二項の総務省令で定める管理規程の内容は、次のとおりとする。

一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

イ 組織の全体的かつ部門横断的な事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

ロ 関係法令、管理規程その他の規定の遵守に関すること。

ハ 通信需要、相互接続等を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

ニ 災害を考慮した事業用電気通信設備の管理の方針に関すること。

ホ 情報セキュリティの確保のための方針に関すること。

二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

イ 経営の責任者の職務に関すること。

- ロ 電気通信設備統括管理者の職務に関すること。
 - ハ 電気通信主任技術者の職務及び代行に関すること。
 - ニ 各部門の責任者の職務に関すること。
 - ホ 各従事者の職務に関すること。
 - ヘ 組織内の連携体制の確保に関すること。
 - ト 組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
- 三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項
- イ 基本的な取組に関すること。
 - ロ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
 - ハ 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること。
 - ニ 通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること。
 - ホ 情報セキュリティ対策に関すること。
 - ヘ ソフトウェアの信頼性の確保に関すること。
 - ト 重要通信の確保及びふくそう対策に関すること。

チ 緊急通報の確保に関すること。

リ 防犯対策に関すること。

ヌ イからリまでに掲げる事項に関する取組の実施状況等現状の調査、分析及び改善に関すること。

ル ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること。

ロ 利用者の利益の保護の観点から行う利用者に対する情報提供に関すること。

ワ 事故の再発防止のための対策に関すること。

四 電気通信設備統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 当該管理規程の見直しに関すること。

六 その他事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保のために必要な事項

第二十九条の次に次の二条を加える。

(電気通信設備統括管理者の要件等)

第二十九条の二 法第四十四条の三第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、法第四十四条の五の命令により解任された日から二年を経過しない者でないこととする。

一 電気通信事業の用に供する電気通信設備の管理に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

イ 電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

2 電気通信事業者は、法第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を開始する前に、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

(電気通信設備統括管理者の選任及び解任の届出)

第二十九条の三 法第四十四条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した電気通信設備統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2 前項の届出書には、選任された電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条第一項に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければ

ばならない。

第四十条の十五第二号に次のように加える。

- 二 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少

「(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設備の区間		備置
始点	終点	

様式第一中

を

「(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間	種類

7 伝送路設備以外の電
記載すること。

8 伝送路設備以外の電
総合デジタル通信用設
ネットプロトコル電話
定する電気通信番号を
トコル電話用設備をい
用設備」、「その他の
業用電気通信設備（ア
ログ電話相当の機能を
電話用設備及びPHS
の提供の用に供する事
別を記載すること。こ
設備規則（昭和60年郵

1 項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける
にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに
2(2)の事項も併せて記載すること。

認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受
あつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載する

(2)の事項も併せて記載すること。

電気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として

電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「
用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインター
用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規
用いて電気通信役務を提供するインターネットプロ
う。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS
電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事
ナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナ
有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯
用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務
業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種
の場合において、これらの用語は、事業用電気通信
政省令第30号）において使用する用語の例による。」

「(2) 中継系伝送路設備に関する事項

様式第八中

設置の区間		種類
始点	終点	

を

「(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

「5 法第117条第

(3) 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）にひきかち、場合に限る。）

関する事項

に、同様式の

設 置 の 区 域	種 類

- 「5 法第117条第1項のける場合に限る。）にとともに、同様式の2
- 6 伝送路設備以外の電記載すること。
 - 7 伝送路設備以外の電総合デジタル通信用設
- 1 項の認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受ける ネットプロトコル電話

にあつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載するとともに
2(2)の事項も併せて記載すること。

ヤ 定する電気通信番号を
トコル電話用設備をい
用設備」、「その他の

業用電気通信設備（ア
ログ電話相当の機能を
電話用設備及びPHS
の提供の用に供する事
別を記載すること。こ
設備規則（昭和60年郵

認定を受ける場合（電気通信事業の一部の認定を受
あつては、様式第38の8の2(1)の注に従い記載する
(2)の事項も併せて記載すること。

気通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として

気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「
備」、「アナログ電話相当の機能を有するインター

用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定
用いて電気通信役務を提供するインターネットプロ
う。以下同じ。）」「携帯電話用設備又はPHS

電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事
ナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナ
有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯
用設備を除く。）をいう。）又は「音声伝送役務
業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種
の場合において、これらの用語は、事業用電気通信
政省令第30号）において使用する用語の例による。」
様式第九の八の次に次のように定める。

様式第9の8（第9条第8項関係）

電気通信設備の概要届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

(自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

印

届出年月日及び届出番号

連絡先

(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第16条第4項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。
伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

設置の区域

種類

--	--

注 1 設置の区域は、都道府県を単位として記載すること。

2 種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

「第42条第1項

「第42条第1項

第42条第2項

第42条第2項

第42条第4項において準用

様式第116の11中

第42条第4項において準用する同条第1項

と

第42条第4項において準用

第42条第4項において準用する同条第2項」

第42条第5項において準用

第42条第5項において準用

する同条第1項

「第41条第1項

「第41条第1項

と

第41条第2項」

と

と

する同条第2項

第41条第2項」

と

と

する同条第1項

第41条第4項」

する同条第2項」

様式第11111中 「第44条第2項」 と 「第44条第3項」 と

「(2) 中継系伝送路設備に関する事項

様式第三十八の八及び様式第三十八の九中

設置の区	
始 点	經由する区間

「(2) 中継系伝送路設備に関する

設置		
始 点	経	

間

	種 類	
終 点		

を

(3) 伝送路設備以外の電気通信

設 置 の

--

事項

の 区 間		種 類
由する区間	終 点	

「6 伝送路設備

設備（事業用電気通信設備に限る。）に関する事項

区 域	種 類

「同
ケーブル」、
「同
ケーブル」、
「同
ケーブル」

の場合には予定
テムに使用す

- 「6 伝送路設備の種類は、当
ケーブル」、
「同軸ケーブル
設備の場合には予定する周波
信システムに使用する場合
- 7 伝送路設備以外の電気通
記載すること。
- 8 伝送路設備以外の電気通

の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対軸ケーブル」、光ファイバケーブル等の種別を、無線設備とする周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム）の場合は、併せてその旨）を記載すること。

総合デジタル通信用設備」
ネットプロトコル電話用設備
定する電気通信番号を用いた
トコル電話用設備をいう。
用設備」、
「その他の電気
業用電気通信設備（アナ
ログ電話相当の機能を有す
電話用設備及びPHS用設
備の提供の用に供する事業
用別を記載すること。この場
合設備規則（昭和60年郵政省

該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対軸ケーブル」、光ファイバケーブル等の種別を、無線設備（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信設備の設置の区域は、都道府県を単位として併せてその旨）を記載すること。

信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインター備（電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定して電気通信役務を提供するインターネットワーク以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はPHS通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事グ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナインターネットワークル電話用設備、携帯備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種合において、これらの用語は、事業用電気通信令第30号）において使用する用語の例による。」の設置場所」に改める。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第二条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

「(3) 交換設備の設置場所」を「(4) 交換設備

目次中「第四十三条」を「第四十三条の三」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務を開始する前に、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

4 法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項は、次のとおりとする。

一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務の計画の立案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 工事の実施体制（工事の実施者及び設備の運用者による確認を含む。）及び工事の手順に関する事項

ロ 運転又は操作の運用の監視に係る方針、体制及び方法に関する事項

ハ 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項

ニ 適正な設備容量の確保に関する事項

二 事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並びに事故の収束後の再発防止に向けた計画の策定に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 速やかな故障検知及び故障箇所の特定のために必要な対応に関する事項

- ロ 定型的な応急復旧措置に係る取組並びに製造業者等及び接続事業者との連携に関する事項
 - ハ 障害の極小化のための対策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し必要と認められる事項（次に掲げる事項を含む。）
 - イ 選任された事業場における事業用電気通信設備の工事、維持及び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関する事項
 - ロ 日常の監督業務を通じた管理規程の実施状況の把握及び見直しに関する事項
- 第三条の二第一項中「第四項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第三項」を「第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。
- 4 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第一号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業場における事業用電気通信設備が他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該事業場に係る電気通信主任技術者が選任されている場合とする。
 - 5 第一項及び第二項の規定によるほか、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合

合とする。

一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十四号に規定する公衆無線LANアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合

イ 適合表示端末機器

ロ 法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（同項に規定する技術基準を含む。）に適合していることについて法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第四百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器

二 他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により当該都道府県に係る電気通信主任技術者が選任されている場合

6 電気通信事業者は、第四項又は前項第二号の場合において、前条第一項第一号に規定する事業場又は都道府県に係る電気通信主任技術者を選任しないときは、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者の名称

二 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者が

選任した当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者の氏名

第六条の表範囲の欄中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

第五章中第四十三条の二の次に次の一条を加える。

(講習の期間)

第四十三条の三 電気通信事業者は、法第四十九条第四項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者を選任した日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関し登録講習機関が行う講習（以下この条において「講習」という。）を受けさせなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

一 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過しない者（次号に該当する者を除く。）

二 講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者

2 電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。

3 電気通信事業者は、電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を受けた電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。

別表第十九号様式中「~~第62条~~」を「~~第61条~~」に改める。

(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第三条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備」を「第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備」に、「第一節 電気通信回線設備」を「第一節 電気通信設備」に、「第二款 その他の電気通信回線設備」を「第二款 その他の電気通信設備」に、「第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信回線設備」を「第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備」に、「第三十五条の二の四」を「第三十五条の二の五―第三十五条の七の二」に、「第三十五条の十五」を「第三十五条の十五の二」に、「第三十五条の二十二」を「第三十五条の二十三」に、「第三十六条の八」を「第三十六条の九」に改め、「第三章 電気通信事業の用に供する端末設備(第三十七条)」を削り、「第四章」を「第三章」に、「第三十八条―第四十八条」を「第三十七条―第四十条」に、「第四十九条」を「第四十一条」に、「第五十条

「を〔第四十二条〕に、〔第五十一条〕を〔第四十三条〕に、〔第五節 音声伝送役務の提供

〕第五節 音声伝送役務の提供の

第四章 基礎的電気通信役務以外

の利益に及ぼす影響が大

信設備

の用に供する電気通信設備（第五十二条・第五十三条）を

第一節 電気通信設備の損壊又

第二節 秘密の保持（第四十九

第三節 他の電気通信設備の損

第四節 他の電気通信設備との

第五節 音声伝送役務の提供の

用に供する電気通信設備（第四十四条・第四十五条）

の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者

きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通

は故障の対策（第四十六条―第四十八条）

に、〔第五十四条・第五十五条〕

条）

傷又は機能の障害の防止（第五十条）

責任の分界（第五十一条）

用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）

を「第五十七条・第五十八条」に改める。

第一条中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める。

第二条中「すべての事業用電気通信設備に対し」を「全ての事業用電気通信設備について」に、「のうち電気通信回線設備に対し」を「について」に、「同項」を「同条第二項」に、「のうち端末設備に対し、第四章は同条第二項」を「について、第四章は同条第四項」に、「に対し、それぞれ」を「について、それぞれ」に改める。

第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 「二線式アナログ電話用設備」とは、アナログ電話用設備のうち、事業用電気通信設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するものをいう。

第三条第二項第五号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同項第六号中「事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備」を「事業用電気

通信設備」に改め、同項第七号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、同項第七号の二中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 「アナログ電話用設備等」とは、アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備（音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）、「電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）

第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備をいう。

十 「特定端末設備」とは、自らの電気通信事業の用に供する端末設備であつて事業用電気通信設備であるもののうち、自ら設置する電気通信回線設備の一端に接続されるものをいう。

「第二章 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備」を「第二章 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備」に改める。

第二章第一節の節名中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改める。

第三条の二を次のように改める。

（適用の範囲）

第三条の二 この款の規定（第十五条の四を除く。）は、アナログ電話用設備等（特定端末設備を除く。）について適用する。

第五条、第六条（見出しを含む。）及び第七条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第八条の二第一項中「事業用電気通信回線設備（」及び「に限る。以下この条において同じ。）」を削り、「電気通信回線設備と」を「電気通信設備と」に改め、同項第二号中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「携帯電話用設備及びPHS用設備」に改め、同項各号中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改める。

第九条及び第十条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十一条第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第三項中「当該設備」を「当該端末系伝送路設備」に改める。

第十二条及び第十三条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十四条第一項中「建築物」の下に「及びコンテナ等」を加える。

第十五条の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物」を「事業用電気通信設備を収容し、又は設置する建築物」に改め、同条第二号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第三号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「および」に改め、同条第四号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十五条の二の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「事業用電気通信回線設備は、次の各号に」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれにも」に改め、同条第一号及び第三号中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第四号中「あること」を「あること」に改める。

第十五条の三中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第十五条の四 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）第五条から第九条までの規定は、アナログ電話用設備等（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第十六条第二項及び第三項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

「第二款 その他の電気通信回線設備」を「第二款 その他の電気通信設備」に改める。

第十六条の二を次のように改める。

(適用の範囲)

第十六条の二 この款の規定(第十六条の五第三項を除く。)は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備(特定端末設備を除く。)について適用する。

第十六条の三及び第十六条の四中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十六条の五を次のように改める。

(準用)

第十六条の五 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の二及び第十五条の三(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、事業用電気通信設備(電気通信回線設備に限る。)について準用する。

2 前項に規定する規定(第十五条の二の規定を除く。)は、事業用電気通信設備(端末設備に限る。)について準用する。

3 端末規則第五条から第九条までの規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備(特定端末設備に限る。)について準用する。この場合において、端末規則第五条、第六条及び第八条中「事業用電気通信設備」とあるのは「電気通信回線設備」と、同条中「利用者」とあるのは「当該電気通信事業者」と読み替えるものとする。

第十六条の六第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十七条第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備（特定端末設備を除く）

以下この節、次節及び第四節において同じ。）」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 端末規則第四条の規定は、特定端末設備について準用する。この場合において、同条中「事業用電気通信設備」とあるのは、「電気通信回線設備」と読み替えるものとする。

第十八条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第十九条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「送出又は」を「送出し、又は接続設備を損傷するおそれのある」に改める。

第二十条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第二十条の二第一項中「端末設備等」を「特定端末設備又は自営電気通信設備」に、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 電気通信事業者は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

第二十一条中「ヒューズ」を「ヒューズ」に、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信

設備」に改める。

第二十三条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第二十四条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、「他の」の下に「電気通信事業者の」を加える。

第五節の節名中「電気通信回線設備」を「電気通信設備」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(適用の範囲)

第二十六条 この款の規定(第三十五条の二の四を除く。)は、二線式アナログ電話用設備(特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。)に対して適用する。

第二十七条中「事業用電気通信回線設備は、第三十一条」を「事業用電気通信設備は、第三十一条第二号」に改める。

第二十八条中「事業用電気通信回線設備は、次条」を「事業用電気通信設備は、次条第一号」に改め、「極性」の下に「(第三十一条第一号において「信号極性」という。)を、「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二十九条及び第三十条第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十一条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第一号中「第二十八条で規定する」を削る。

第三十二条中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十三条中「事業用電気通信回線設備は、前条の各号」を「事業用電気通信設備は、前条各号に掲げる場合」に、「場合は」を「ときは」に改める。

第三十四条第一項中「事業用電気通信回線設備に端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号。以下「端末規則」という。）を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第三号及び第四号において同じ。）に端末規則」に、「第三十六条の三第一項及び第三十六条の五第一項」を「及び第三十五条の十九の二第一項」に改める。

第三十五条中「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信設備の」に、「基礎トラヒック」を「基礎トラヒック」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第四号中「場合」の下に「にあつて」を加え、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第五号中「事業用電気通信回線設備が選択信号」を「事業用電気通信設備が選択信号の」に改め、同号ただし書中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条

中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第二号中「、その他」を「その他」に改める。

第三十五条の二の二第一項及び第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第三項中「等の実施の方法及び事業用電気通信回線設備」を「その他当該制限又は停止の実施方法及び事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二の四中「第三十五条の五第二項」を「第三十五条の五第三項及び第三十五条の七の二」に改め、「総合デジタル通信用設備」の下に「（音声伝送役務の提供の用に供するものうち、特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）」を加え、同条を第三十五条の二の五とする。

第二章第五節第一款中第三十五条の二の三の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十五条の二の四 端末規則第四章第一節及び第三十五条の規定は、二線式アナログ電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第十三条第一項及び第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、同条中「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二の四において読み替えて準用する第四章第一節」と読み替えるものとする。

第三十五条の三中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第三十五条の四中「事業用電気通信回線設備に端末規則第二条第二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）に総合デジタル通信端末（端末規則第二条第二項第十三号に規定する総合デジタル通信端末をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十五条の五第一項中「総合デジタル通信設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「、二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信設備の」に、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択番号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十五条の六の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第二号中「、その他」を「その他」に改める。

第三十五条の六の二及び第三十五条の七中「総合デジタル通信用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、第二章第五節第二款中同条の次に次の一条を加える。

(特定端末設備)

第三十五条の七の二 端末規則第六章及び第三十五条の規定は、総合デジタル通信用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の七の二において読み替えて準用する第六章」と読み替えるものとする。

第三十五条の八中「第三十五条の十第二項」を「第三十五条の十第三項及び第三十五条の十五の二」に改め、「インターネットプロトコル電話用設備」の下に「（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）」を加える。

第三十五条の九中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第三十五条の十第一項中「電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。）」に、「第三十五条第二号」を「同条第二号」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「、二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信設備の」に、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十五条の十一中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十二中「事業用電気通信回線設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。以下この条において同じ。）と当該電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備と当該電気通信設備

」に、「事業用電気通信回線設備と」を「事業用電気通信設備と」に改める。

第三十五条の十三中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十四の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条中「電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における」を削り、「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十四の二及び第三十五条の十五中「電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、第二章第五節第三款中同条の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十五条の十五の二 端末規則第四章第三節及び第三十五条の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の十五の二において読み替えて準用する第四章第三節」と読み替えるものとする。

第三十五条の十六中「第三十五条の十九第二項」を「第三十五条の十九第三項及び第三十五条の二十三」に、「に対して」を「（特定端末設備を除く。第三章第五節において同じ。）」についてに改める。

第三十五条の十七を次のように改める。

（基本機能）

第三十五条の十七 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

第三十五条の十八第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の十九第一項中「携帯電話用設備及びPHS用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備」に、「事業用電気通信回線設備の」を「事業用電気通信設備の」に、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択符号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十五条の十九の二中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二十の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第一項中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「携帯電話用設備及びPHS用設備」を「前項の事業用電気通信設備」に改める。

第三十五条の二十一及び第三十五条の二十二中「携帯電話用設備及びPHS用設備」を「事業用電気通信設備」に改め、第二章第五節第四款中同条の次に次の一条を加える。

（特定端末設備）

第三十五条の二十三 端末規則第四章第二節及び第四節並びに第三十五条の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備（特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、同条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二十三において読み替えて準用する第四章第二節及び第四節」と読み替えるものとする。

第三十六条中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の四第三項及び第三十六条の九」に、「

事業用電気通信回線設備（事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備）を「事業用電気通信設備（特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備）」に、「」に対して」を「第三十六条の四第二項及び第五十六条において同じ。」について」に改める。

第三十六条の二及び第三十六条の三を次のように改める。

（基本機能）

第三十六条の二 第三十五条の三の規定は、事業用電気通信設備の機能について準用する。

（通話品質）

第三十六条の三 第三十五条の十八の規定は、事業用電気通信設備（電気通信回線設備に限る。次条第一項において同じ。）の通話品質について準用する。この場合において、第三十五条の十八第一項中「インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもののうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）」とあるのは「電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備」と読み替えるものとする。

第三十六条の四第一項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第

二項中「、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を、「二線式アナログ電話用設備」に、「事業用電気通信回線設備を接続した事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信回線設備」に、「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」を「事業用電気通信設備」とあるのは「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十五条（第一号、第三号及び第四号を除く。）の規定は、事業用電気通信設備（端末設備に限る。）の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

第三十六条の五中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十六条の六の見出し中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第一項中「事業用電気通信回線設備について」を「事業用電気通信設備」に改め、同項ただし書中「について」を削り、同条第二項中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第三十六条の七（見出しを含む。）中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改める。

第二章第五節第五款中第三十六条の八の次に次の一条を加える。

(特定端末設備)

第三十六条の九 端末規則第五章及び第七章並びに第三十五条の規定は、事業用電気通信設備（二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びPHS用設備を除き、特定端末設備に限る。）について準用する。この場合において、端末規則第三十五条中「電気通信事業者」とあるのは「当該電気通信事業者」と、「第四章から前章」とあるのは「事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十六条の九において読み替えて準用する第五章及び第七章」と読み替えるものとする。

第三章を削る。

第三十八条を第三十七条とし、第三十九条から第四十三条までを削り、第四十四条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第三十九条 第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給そ

の他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

第四十四条の二から第四十七条の二までを削る。

第四十八条第一項中「第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条及び第四十五条から第四十七条まで」を「第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条まで」に改め、同条第二項中「第三十八条及び第四十三条第二項」を「第三十七条及び前条において準用する第十条第二項」に改め、同条を第四十条とする。

第四十九条の見出しを削り、同条中「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備に限る。以下「基礎的電気通信設備」という。）について準用する。この場合において、第十七条第一項及び第十八条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする」を「事業用電気通信設備について準用する」に改め、第四章第二節中同条を第四十一条とする。

第五十条の見出しを削り、同条中「基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、第十九条、第二十条及び第二十一条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする」を「事業用電気通信設備について準用する」に改め、第四章第三

節中同条を第四十二条とする。

第五十一条の見出しを削り、同条中「基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、第二十三条及び第二十四条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする」を「事業用電気通信設備について準用する」に改め、第四章第四節中同条を第四十三条とする。

第五十二条第一項中「アナログ電話用設備の」を「二線式アナログ電話用設備の」に、「基礎トラヒック」を「基礎トラヒック」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号及び第二号中「アナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項第三号中「アナログ電話用設備が選択信号送出終了」を「二線式アナログ電話用設備が選択信号の送出終了」に改め、同号ただし書中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「において、「アナログ電話用設備」を「において、前項中「二線式アナログ電話用設備」に改め、同条第三項を削り、第四章第五節中同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四十五条 第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4 第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

5 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

第五十三条を削る。

第四章を第三章とする。

第五十五条を第五十八条とし、第五十四条を第五十七条とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節 電気通信設備の損壊又は故障の対策

(アナログ電話用設備等)

第四十六条 第五条から第十五条まで（第十一条を除く。）、第十五条の三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

(その他の電気通信設備)

第四十七条 第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三（第三号に係る部分に限る。）、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

(適用除外)

第四十八条 第四十六条において準用する第五条、第八条から第九条まで、第十条第二項、第十三条から第十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2 第四十六条において準用する第十条第二項及び第三十七条の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

3 第四十六条において準用する第三十八条の規定は、総務大臣が別に告示する携帯電話用設備及びPHS用設備について適用しない。

4 前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の四の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

第二節 秘密の保持

第四十九条 第十七条第一項及び第十八条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第三節 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

第五十条 第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第四節 他の電気通信設備との責任の分界

第五十一条 第二十三条及び第二十四条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

(アナログ電話用設備)

第五十二条 第二十七条から第三十三条まで、第三十五条（第三号及び第四号を除く。）及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2 第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。

(総合デジタル通信用設備)

第五十三条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三及び第三十五条の三の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六の規定は、緊急通報を扱う総合デジタル通信用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う総合デジタル通信用設備について準用する。

(アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備)

第五十四条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用

いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

(携帯電話用設備及びPHS用設備)

第五十五条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の三、第三十五条の十九の二の規定は、携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六(第二号及び第三号に限る。)及び第三十五条の二十第一項の規定は、緊急通報を扱う携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う携帯電話用設備及びPHS用設備について準用する。

(その他の音声伝送用設備)

第五十六条 第三十五条(第二号及び第五号に限る。)、第三十五条の二の三、第三十五条の三、

第三十五条の十九の二の規定は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第三十五条第二号及び第五号中「選択信号」とあるのは「電気通信番号」と、第三十五条の十九の二中「インターネットプロトコル携帯電話用設備」とあるのは「インターネットプロトコルを使用してパケット交換網」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の六（第二号及び第三号に限る。）及び第三十六条の六第一項の規定は、緊急通報を扱う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

3 第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備について準用する。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第四条 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 電気通信事業法施行規則様式第四の表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものを提供する電気通信事業者は、様式第十五の三により、毎報告年度経過後一月以内に、当該電気通信役務に関する当該報告年度末の契約の状況について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、前項の表報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者が行う同表報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務については、この限りでない。

- 一 報告年度末の利用者の数が八十万以上であるもの
 - 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるもの
- 第七条の五の次に次の一条を加える。

(設備容量の報告)

第七条の六 事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（半期（四月から九月まで及び十月から三月までの各期間をいう。以下この条において同じ。）ごとの初日及び末日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、当該電気通信事業者が、法第四十四条第一項又は第三項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第二十九条第一項第三号ニに掲げる事項に基づく事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況について、様式第二十七の四により、当該半期経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第十五の二の次に次のように加える。

様式第15の3 (第2条第2項関係)

電気通信役務契約状況報告

契約数

年 月 日現在

サービスの種類

事業者名

契 約 数

参考事項

注1 契約数には、継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービス（プリペイ

ドカードにより課金を行うサービスを含む。）の契約者は含めないものとする。

2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の欄にその内容を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十六及び様式第十七中「第2条第2項」や「第2条第3項」に定める。

様式第十八から様式第二十までの規定中「第2条第3項」や「第2条第4項」に定める。

様式第二十七の三の次に次のように加える。

様式第27の4（第7条の6関係）

事業用電気通信設備の設備容量の報告	
年 月 日から	年 月 日まで
事業用電気通信設備の種類	
事業用電気通信設備の種類	
事業者名	
年度末における	
利用者数	
事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況	
事業用電気通信設備の設備容量の確保の状況	

(年 月 日時点)

注 1 法第44条第1項又は第3項の規定に基づき届け出た管理規程に記載された電気通信事業法施行規則第29条第1項第3号ニに掲げる事項を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 法第九条の登録の申請をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。

）前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）様式第一によりその登録の申請をすることができる。

2 法第十六条第一項の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第八により

その届出をすることができる。

3 法第百十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定の申請をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則様式第三十八の八又は様式第三十八の九によりその認定の申請をすることができるとができる。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第九条の登録を受けている者であつて、伝送路設備以外の電気通信設備（法第四十四条第一項の事業用電気通信設備に限る。以下同じ。）を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第七の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であつて、この省令の施行の際現に法第百十七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 全部認定事業者 新施行規則様式第七の二の届出書
- 二 一部認定事業者 新施行規則様式第七の三の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項の届出をしている者（電気通信回線設備を設置する者に限る。以下同じ。）であつて、伝送路設備以外の電気通信設備を設置するものは、施行日から起算して一月以内に、新施行規則様式第九の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する伝送路設備以外の電気通信設備を設置する者であつて、この省令の施行の際現に法第一百七条第一項の認定を受けているものは、施行日から起算して一月以内に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 全部認定事業者 新施行規則様式第九の三の届出書
- 二 一部認定事業者 新施行規則様式第九の五の届出書並びに新施行規則第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類

第四条 この省令の施行の際現に電気通信主任技術者を選任している電気通信事業者については、施行日に当該電気通信主任技術者を選任したとみなして、第二条の規定による改正後の電気通信主任技術者規則第四十三条の三の規定を適用する。

第五条 第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第七条の六の規定は、報告期限が平成二十八年四月一日以後である報告から適用する。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第六条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第七条 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令（平成十六年総務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項第一号中「この省令による改正後の」を削り、「（以下「新設備規則」という

。）第三条第二項第四号」を「第三条第二項第三号」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「新設備規則」を「事業用電気通信設備規則」に改める。

（地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条 地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち電気通信主任技術者規則第三条の二第四項の改正規定中「同条第四項」を「同条第七項」に改める。